

Ⅳ．相談員制度

○身体障がい者相談員

身体障がい者相談員は身体に障がいのある者の相談に応じ、身体に障がいのある者の更生のために必要な支援を行い、身体障がい者地域活動の推進、関係機関への協力等、身体に障がいのある者の福祉の増進を図ることを目的としています。

名 前	住 所
山 田 康 司	美 郷 町 粕 渕 4 3 1 番 地

○知的障がい者相談員

知的障がい者又はその保護者の相談に応じ、必要な支援を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行に協力し、知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。

名 前	住 所
波 多 野 美 代 子	美 郷 町 信 喜 4 7 5 番 地